第97号議案

指定管理者の指定の件(神戸市立浜御影児童館ほか)

次のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する 指定管理者を指定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

T		I
公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立浜御影児童館	神戸市東灘区御影本町6丁目5番8	平成31年4
	号	月1日から
	特定非営利活動法人みかげ元気っ子	平成36年3
,	理事 吉村 和雄	月31日まで
神戸市立東川崎児童館	神戸市中央区東川崎町7丁目4番11	
	号	
*	特定非営利活動法人ひがしかわさき	
	理事 後藤 實	
神戸市立藤原台児童館	神戸市北区藤原台中町7丁目14番15	
	号	
	特定非営利活動法人 f u らんど	
	理事 市橋 祐子	
神戸市立淡河児童館	神戸市北区淡河町木津54番地	
	特定非営利活動法人淡河町子育てネ	
	ット	
	理事 山崎 昌二	
神戸市立西山児童館	神戸市北区菖蒲が丘1丁目14番地の	
	3	
	特定非営利活動法人にしやま	
	理事 片山 雄二	
神戸市立好徳児童館	神戸市北区淡河町木津54番地	
	特定非営利活動法人淡河町子育てネ	
	ット	
	理事 山崎 昌二	

神戸市立塩屋児童館	神戸市垂水区塩屋町4丁目3番9号	
	特定非営利活動法人SIOYA40	
	8	
	理事 北川 保幸	

理由

神戸市立浜御影児童館等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。